



平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 J F E ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 馬田 一
 (コード: 5411 東証・大証・名証 第一部)
問合せ先 総務部広報室長 高橋 学
 (T E L : 03-3597-3842)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 27 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会（以下、「本総会」）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 本年 10 月 1 日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、J F E 商事株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を実施することに伴い、当社現行定款第 2 条（目的）に規定する当社が株式または持分を所有する会社の営む事業に所要の変更を行なうものであります。（別紙の「2. 本総会での承認後、本株式交換の効力発生をもって定款変更の効力が発生するもの（本年 10 月 1 日予定）」）
- (2) 当社グループの事業の現状を踏まえ明確化を図るため、同条に所要の変更を行なうものであります。（別紙の「1. 本総会の承認をもって直ちに定款変更の効力が発生するもの」）
- (3) その他、上記変更に伴う号数の繰り下げを行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日

平成 24 年 6 月 27 日（水曜日）（予定）

- (2) 定款変更の効力発生日

平成 24 年 6 月 27 日（水曜日）（予定）

なお、本株式交換に伴う定款変更の効力は、本株式交換の効力発生を停止条件として本株式交換の効力発生日（本年 10 月 1 日予定）に生じるものといたします。

以 上

〈定款変更の内容〉

1. 本総会の承認をもって直ちに定款変更の効力が発生するもの

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. 鉄鋼の製造および販売	1. 鉄鋼の製造、 <u>加工</u> および販売
2.	2.
～ (条文省略)	～ (現行どおり)
4.	4.
5. ガス供給プラント・製鉄プラント等の産業機械装置、ごみ処理設備・水処理設備等の環境衛生施設および橋梁・建築鉄骨等の各種鉄鋼構造物の設計、製造、販売および修理ならびにこれらに関する工事請負	5. ガス供給プラント・ <u>発電プラント</u> ・製鉄プラント等の産業機械装置、ごみ処理設備・水処理設備等の環境衛生施設および橋梁・建築鉄骨等の各種鉄鋼構造物の <u>企画</u> 、設計、製造、販売、修理、 <u>運転</u> および運 <u>営</u> ならびにこれらに関する工事請負
6.	6.
～ (条文省略)	～ (現行どおり)
13.	13.
(新 設)	<u>14. 一般貨物自動車運送業および海上・港湾運送業</u>
<u>14.</u>	<u>15.</u>
～ (条文省略)	～ (現行どおり)
<u>18.</u>	<u>19.</u>
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
第3条	第3条
～ (条文省略)	～ (現行どおり)
第45条	第45条

2. 本総会での承認後、本株式交換の効力発生をもって定款変更の効力が発生するもの（本年10月1日予定）

(下線部分に変更箇所を示しております。)

1. の変更後の定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1.	1.
～ (条文省略)	～ (1. の変更後の定款どおり)
6.	6.

(新 設) <u>7.</u> ～ (条文省略) <u>19.</u> ② (条文省略) ③ (条文省略) 第 3 条 ～ (条文省略) 第 45 条	<u>7. 下記商品等の仕入および販売ならびにこれらに関する貿易業、代理業および仲立業</u> <u>(1)鉄鋼製品および発生品</u> <u>(2)製鉄原材料および資材</u> <u>(3)非鉄金属製品</u> <u>(4)化学製品およびこれらの原料</u> <u>(5)機械器具類、車両および船舶</u> <u>(6)電気・電子・通信器具およびこれらの部品</u> <u>(7)紙、パルプおよび紙製品</u> <u>(8)農畜産物、水産物、食料品、酒類および清涼飲料</u> <u>8.</u> ～ (1. の変更後の定款どおり) <u>20.</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり) 第 3 条 ～ (現行どおり) 第 45 条
--	--